平成２９年（フ）第２７号
高知県四万十市中村新町５丁目８番地２、破産開始決定時の住所愛媛県西予市宇和町ひまわり１番地52
破産者　清家　太郎
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２０６号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目５番17―102号
破産者　三代健太郎
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４号
熊本県玉名郡和水町原口814番地　ストーンフィールドＩＢ201号
破産者　髙巣　善章（旧姓菊川）
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第４７号
大分県由布市湯布院町川上839番地１　乙津アパート101号
破産者　秋吉　美和
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
宮崎市大坪西１丁目５番32号
破産者　上原　政典
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９４号
宮崎市稗原町105番地ローズマリーＡ206号、住民票上の住所宮崎市大塚町柳ケ迫3792番地６
破産者　川越菊千代
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
沖縄県中頭郡北谷町字浜川225番地　徳里ビルＳＲ－４
破産者　ドネリー亜矢乃
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市早岐２丁目39番７号　コーポラス豊村101、前住所長崎県佐世保市早岐１丁目16番19―203号
破産者　松本　大樹
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
長崎県佐世保市木宮町３番35号　上田ビル301
破産者　元島　広治
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１５０号
埼玉県川口市並木２丁目９番22―208号コーワハイツ、前住所さいたま市見沼区堀崎町556番地　ライオンズガーデン大宮大和田405号
破産者　小林　辰巳
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
埼玉県加須市南町７番45号　グランビア南206号室
破産者　佐藤　正光
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
静岡県三島市大場1086番地の288
破産者　河﨑　進一
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
静岡県三島市大場1086番地の288
破産者　河﨑　惠子
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
大阪府阪南市舞４―28―32麻生川方、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3764番地の201
破産者　中島　陽彦（旧姓小林）
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
大阪府和泉市はつが野１丁目42番９号　下田方、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野2640番地
破産者　梶野せつ子
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
大阪府和泉市はつが野１丁目42番９号　下田方、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野2640番地
破産者　梶野　　宏
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ608号
破産者　吉浦愼一こと　ＯＨ　ＪＩＮＩＬ　呉　眞一
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部